

<< 入管収容問題に関する年表 >>

年月日	事件,大きな動き等	立法、行政の動き	国連機関	弁護士会	NGO	補足	引用元
1870年		東京在留外国人遊歩規程制定				外国人が自由に行動できる区域を定め、その外国人の管理体制を法令化した始まりと言われる。	姜徹（カン・チョル）「在日朝鮮人の人権と日本の法律（第三版）」129頁（2006年雄山閣）（以下「在日朝鮮人の人権と日本の法律」という）
1939年3月1日		外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件（昭和14年内務省令第6号） 公布				同年5月1日施行。不法上陸や超過滞在などを退去強制事由と定め、国外退去を認めたが、収容制度はない（送還忌避罪はあり、3月以下の懲役若しくは禁固又は100円以下の罰金とされる。同20条1号）。	
1950年10月1日	出入国管理庁設置例の公布により外務省針尾入国者収容所を設置					長崎県東彼杵郡江上村所在の旧佐世保引揚援護局の針尾収容所を改組	法務省大村入国者収容所編「大村入国者収容所20年史」5頁（1970年 法務省大村入国者収容所）（以下「大村入国者収容所20年史」という）
1950年12月20日	長崎県針生収容所より大村入国者収容所に移転。当初は定員1000名の旧海軍施設を改造した収容施設であった。						「在日朝鮮人の人権と日本の法律」134頁、「大村入国者収容所20年史」5頁
1951年2月28日		不法入国者等退去強制手続令 公布				「人権保障」を目的に掲げ（1条）、収容を必要とする十分な理由を要件とし（7条1項）、収容期間は原則14日、その後14日の延長可（7条3項）	
1951年11月1日		出入国管理令（昭和26年政令319号） 施行				ポツダム政令。現在の出入国管理及び難民認定法の原型。法令番号は現在も変わっていない。	
1952年4月28日		サンフランシスコ講和条約発効					
1952年4月28日		ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律 公布・同日施行				これにより、出入国管理令が法律としての効力を有することとなった。	
1952年5月12日	大村収容所で釈放を要求して闘争					410人の強制送還実施。そのうち、戦前からの日本在住者で、登録例違反などの刑罰者125名が含まれていたが、受け取り拒否され、大村に再収容された。収容の根拠が失われたとして釈放を要求して闘争が起こった。	「在日朝鮮人の人権と日本の法律」135頁
1952年8月1日		出入国管理行政が外務省より法務省に移管					「大村入国者収容所20年史」6頁
1952年11月11日	大村収容所において、逆送還者が集団脱出を強行し、多数の負傷者と37名の検挙者を出す						「在日朝鮮人の人権と日本の法律」137頁
1953年3月1日	名古屋入国管理事務所岡崎収容場が開設					昭和27年5月に至って、刑罰法令違反者が韓国側の引取り拒否にあって逆送されるという事態が発生し、以後、刑罰法令違反者の一方的増加を見、ついに収容能力は限界に達したことから開設された。	「大村入国者収容所20年史」55頁
1953年6月1日	弾圧事件					長期収容を覚悟した被収容者たちが、日本当局の非人道的な取扱に憤激し、無条件釈放を要求した。当局は、警官400名を動員して催涙弾の雨を降らせ、主導者を独房に監禁した。被収容者はこれに抗議して座り込んだが、待機していた600余名の警官隊が7名を撲殺しただけでなく、多数に重傷を負わせ、あたりを血の海に変えた。	「在日朝鮮人の人権と日本の法律」136頁
1953年9月24日	大村入国者収容所、新収容施設竣工。これにともない、上記岡崎収容場は閉鎖された。						「大村入国者収容所20年史」55頁
1954年8月29日	大村収容所において、ハンセン病患者の被収容者が自殺						「大村入国者収容所20年史」84頁
1954年9月1日	大村入国者収容所の被収容者全員が遺書を書いて闘うことを決議						「在日朝鮮人の人権と日本の法律」136頁
1954年12月25日	横浜入国者収容所浜松分室開設					大村が満員になったための措置	「大村入国者収容所20年史」6頁、55頁
1955年8月30日	大村収容所において、被収容者が自殺						「大村入国者収容所20年史」85頁
1957年11月20日	大村収容所において、被収容者が自殺						「大村入国者収容所20年史」88頁
1959年9月26日	大村入収容所において、沈静化まで4 7 日に及ぶ騒擾事件発生					入院中の被収容者が死亡したことなどの診療問題に抗議するハンストをきっかけに、韓国・北朝鮮籍の被収容者間で対立が激化し、暴動になった	「大村入国者収容所20年史」78頁
1964年6月1日	大村収容所において、被収容者が自殺						「大村入国者収容所20年史」91頁
1969年3月30日		出入国管理法案が内閣から国会に提出（後に廃案）				収容の必要性を明記した法案 人権尊重の観点から、入国警備官が収容令書の発付を請求した場合においても、刑事訴訟に関する法令等により身体を拘束されている者（第 1 号）、老幼、疾病その他身体の故障により収容に耐えること困難であると認められる者（第 2 号）、逃亡の虞がなく、かつ、収容を猶予すべき事情があると認められる者（第 3 号）については、地方入国管理官署の長は、収容令書を発付しないことができるとした（法案第 45 条第 2 項）。 また、収容期間を20日＋20日の最長40日間とした。	高橋済「我が国の出入国管理及び難民認定法の沿革に関する一考察」77頁（中央ロー・ジャーナル 第12巻第4号 2016年）
1973年3月17日		出入国法案 国会提出（後に廃案）				「地方入国管理官署の長は、容疑者が第 33 条各号の一に明らかに該当すると認められる場合 で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該容疑者を収容させることができる」（73 年法案第48 条第 1 項）	高橋済「我が国の出入国管理及び難民認定法の沿革に関する一考察」77頁（中央ロー・ジャーナル 第12巻第4号 2016年）。法案提出日について在日朝鮮人の人権を守る会「在日朝鮮人の基本t計人権」573頁（二月社、1977年）
1981年10月3日		難民の地位に関する条約に加入					https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html

2004年6月2日		入管法改正（平成１６年法律第７３号） 公布（一部除き同年12月2日施行）				入管HP「治安に対する国民の不安が増大しているところ、その原因の一つとして不法滞在者問題が認識され、その対策が各方面から求められていることから」 【法改正概要】 (1)治安に対する国民の不安が増大しているところ、その原因の一つとして不法滞在者問題が認識され、その対策が各方面から求められていることから、①不法入国の罪等の罰金刑を大幅に引き上げ、②悪質な不法滞在者に対する上陸拒否期間を１０年間に伸長し、③出国命令制度の創設と出国命令を受けた者の上陸拒否期間を１年間に短縮し、④在留資格取消制度を創設。 (2)難民のより適切かつ迅速な庇護を図る観点から、①仮滞在許可制度を創設し、②難民として認定された者等の法的地位の安定化を図り、③不服申立制度を見直した。 (3)さらに、精神障害者に係る上陸拒否対象者を精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等で所定の補助者が随伴しないものに限定することとした。	
2004年11月7日	西日本入国管理センターにおいて、ベトナム人被収容者が糞巻き状態で退去強制を受ける						現代企画室「壁の涙：法務省『外国人収容所』の実態」 「壁の涙」製作実行委員会編 (2007)55頁
2005年		2005年3月第3次出入国管理基本計画				2008年までの目標である不法滞在者半減のための水際対策推進、収容施設の強化と早期送還の実施、専門的、技術的分野における外国人労働者の一層の受け入れ、観光立国にする	
2005年		2005年12月不法滞在者5年半減計画				2006年から2010年までの間に不法滞在者を半減するため、入国審査の厳格化、摘発の強化など	
2005年6月22日		刑法改正（平成１７年法律第６６号） 公布（一部除き同年７月２２日施行）				(1)人身取引議定書の締結等に伴う人身取引対策のための整備としては、人身取引の定義規定を新設し、人身取引された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除くこと、人身取引されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加えること、人身取引の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設けることとした。 (2)密入国議定書の締結等に伴う罰則等の整備については、他人の不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅行証明書の不正受交付等に関する罰則を新設するとともに、新設する罰則に関する退去強制事由を設けることとした。 (3)両議定書の締結に伴う対策及びテロ対策については、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設、外国入国管理当局に対する情報提供規定を新設することとした。	
2006年5月24日		入管法改正（平成１８年法律第４３号） 公布（２００７年11月20日施行）				【法改正概要】 ①テロの未然防止のための規定の整備、②出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備、③構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備 ①：テロの未然防止のための規定の整備は、上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供に関する規定等の整備、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備及び本邦に入る航空機等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける規定の整備を行った。 ②：出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備は、上陸審査手続を簡素化・迅速化するための規定の整備（自動化ゲートの導入）及び本国送還の原則の緩和による退去強制の迅速・円滑化を図るための規定の整備を行ったもの。 ③：構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備は、構造改革特別区域において講じられている外国人研究者受入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業等を全国において実施するための措置を行ったもの。	
2006年		2006年末半減計画終了。22万人の不法滞在者を11万人に削減。					
2007年	2月 東京入国管理局において、ガーナ人被収容者が病死（50代、肺炎）						https://www.bengo4.com/c/16/n/7782/ https://www.moi.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2007年8月7日			拷問等禁止条約委員会第1回政府報告書審査にて、収容期間の上限導入等を勧告			パラグラフ14。入管収容中の暴行、拘束装具の使用、虐待、適切な医療措置の欠如などに対する懸念を示すとともに、入管収容の処遇に対する不服申し立てを審査する独立機関の設置と、収容期間に制限を設けるべきこと、退去強制令書発付後の収容要件に関する情報を公開するよう勧告	日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2008年1月1日	西日本入国管理センターにおいて、インド人被収容者(20代)が自殺						https://www.bengo4.com/c/16/n/7782/ https://www.moi.go.jp/isa/content/930004737.pdf 2008.1.4.朝日新聞大阪夕刊12頁
2009年3月21日	東京入国管理局において、中国人被収容者が自殺						https://www.moi.go.jp/isa/content/930004737.pdf

2009年7月15日		出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律公布				左記法律による変更点 ・中長期在留者への在留カードの交付など、「新たな在留管理制度」の導入 ・入国者収容所等視察委員会の設置 ・新たな退去強制事由として資格外活動許可取消にかかる規定を新設	法務省「平成21年入管法改正について」 https://www.moj.go.jp/isa/laws/h21_kaisei.html 山脇康嗣「詳説 入管法の実務」（新日本法規出版）216頁
2010年					amnesty japan 入管収容施設におけるハンガーストライキや自殺等につき、情報発信・状況改善のための働きかけ	法務大臣宛の公開書簡送付、外国人特派員協会での会見、東日本入国管理センター長への申入れ、執筆等を通じ実施。	
2010年2月8日	東日本入国管理センターにおいて、ブラジル人被収容者(25歳)が自殺						http://rafiq-ip.sakura.ne.jp/WordPress/media/?p=72 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf 2010.2.10.朝日新聞東京地方版/茨城31頁
2010年		2010年3月第4次出入国管理基本計画				高度人材、日系人、留学生の受け入れ推進、研修・技能・実習制度の適正化。在留特別許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化、偽装難民の排除と人道配慮	
2010年3月22日	ガーナ人男性が、東京入国管理局成田支局による退去強制執行中、制圧行為を受けて窒息死						2013/3/23 https://www.nikkei.com/article/DGXNSSXKB0372_S0A320C1000000/
2010年	4月 東日本入国管理センターにおいて、韓国人被収容者(47歳)が自殺						https://www.bengo4.com/c_16/n_7782/ https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf 2010.4.10.朝日新聞東京夕刊8頁
2010年	4月 東京入国管理局において、フィリピン人被収容者が死亡						https://www.bengo4.com/c_16/n_7782/ https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2010年7月30日		入管報道発表資料「退去強制令書により収容する者の仮放免に関する検証等について」				収容が長期化する被収容者が増加する傾向 ● 退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過してもなお送還に至っていない 被収容者については、仮放免申請の有無にかかわらず、入国者収容所長又は地方入国管理局主任審査官が、一定期間ごとにその仮放免の必要性や相当性を検証・検討することとした ● 被収容者の個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用することにより、収容長期化をできるだけ回避するよう取り組む	http://www.jlnr.jp/themes/nyukan-shoyo_hodohappyo_20100730.pdf 難民支援協会による要約 https://www.refugee.or.jp/jar/postfile/201911_ProvisionalRelease.pdf
2010年	12月 東京入国管理局において、フィリピン人被収容者が（50代、急性心筋梗塞）						https://www.bengo4.com/c_16/n_7782/ https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2011年					amnesty japan 入国管理局収容施設の状況改善を求め、ロビーイング、啓蒙活動。	難民認定申請者や、未成年等が収容されている現状を変えるため、法務省、日弁連、他団体共に収容に代わる代替措置の検討を開始。	
2011年5月11日					jar「庇護希望者、難民、移民および無国籍者の収容代替措置に関する世界円卓会議」に参加	スイスのジュネーブにおいて開催された、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の共催による「庇護希望者、難民、移民および無国籍者の収容代替措置に関する世界円卓会議」に参加し、日本の制度の現状と課題について報告を行った。	
2012年					amnesty japan 法務省・日本弁護士会・なんみんフォーラム（FRJ）で難民や収容問題に関して協同する旨の覚書が交わされた。	難民の収容回避を目指す収容の代替措置のモデルを確立するための検討が行われた。	
2012年7月9日		入管法改正により、特別永住者制度の変更				左記入管法改正概要 ・特別永住者証明書の交付 →外国人登録証明書の廃止 ・みなし再入国許可（入管法26条の2）制度新設	https://www.moj.go.jp/isa/laws/h21_kaisei.html

2013年					amnesty japan 法務省・日本弁護士会・FRJで、難民の収容回避を目指す収容代替措置モデルを確立するため、パイロットプロジェクトを継続して行った。	
2013年6月28日			拷問等禁止委員会第2回政府報告書審査にて、収容期間の上限導入等について勧告			パラグラフ9。庇護申請者の収容は最後の手段としてのみ使われ、必要な場合でも収容期間を可能な限り短かくし、強制退去を控えた収容期間に上限を導入すること、収容以外の選択肢を利用すること、収容の処遇に対する不服申立てを審査できるようにすること、入国者収容所等視察委員会の独立性、権限、効果を強化することを勧告 日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2013年10月14日	東京入国管理局において、ミャンマー人（ロヒンギャ）被収容者が病死（50代、くも膜下出血）					http://rafig-jp.sakura.ne.jp/WordPress/media/?p=118 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2014年3月29日	東日本入国管理センターにおいて、イラン人被収容者が誤嚥性窒息死。亡くなった当日に15種類の薬を処方されていた					https://jp.reuters.com/article/special-report-idJPKCN0WB01Z http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2014/post-188.html https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2014年3月30日	東日本入国管理センターにおいて、カメルーン人被収容者が医療放置により病死					https://www.asahi.com/articles/ASKB24SLJB2UTIL00Z.html https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2014年4月23日				（東京弁護士会）東日本入国管理センターにおける2件の被収容者死亡事件に関する会長声明		法務省入国管理局及び入国者収容所東日本入国管理センターに対し、真相解明のための第三者機関による徹底的な調査の実施と、かかる調査結果を踏まえた再発防止策の導入を強く求めるもの。
2014年6月26日					amnesty japan, 収容問題を含む難民行政に関し多様な問題を提起し谷垣法務大臣（当時）へ申し入れ。	法務省・日本弁護士連合会・FRJでは、難民の収容回避を目指す収容の代替措置のモデルを確立するため、パイロットプロジェクトを継続して行った。
2014年8月20日			自由権規約委員会第6回政府報告書審査にて、2010年強制送還死亡事件等について勧告			パラグラフ19。2010年の強制送還時の死亡事件に対する懸念の表明と、入管収容が、最短の適切な期間であり、行政収容の既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ行われることを確保し、また移住者が収容の合法性を決定し得る裁判所に訴訟手続をとれるよう確保するための措置をとることを勧告 日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2014年9月18日				（日本弁護士連合会）出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書		（意見書の趣旨） 1 退去強制手続及び上陸審査手続における身体の自由の制約の基準の適正化 2 退去強制手続及び上陸審査手続における適正手続の保障 3 身体の自由の制約に関わる職員の人権研修
2014年9月26日			人種差別撤廃第7・8・9回政府報告書審査にて、収容代替措置の優先等について勧告			パラグラフ23。庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ可能な限り最短の期間で用いられることを保証することと、収容の代替措置を優先すべきことを勧告 日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2014年11月7日				（日本弁護士連合会）入管収容施設における医療問題に関する人権救済申立事件（勧告・要望）		社会一般と同様の水準の医療の提供を怠ったこと等に対する勧告及び立法措置の要望を内容とするもの： 東京入管及び東日本センターは、申立人らに対し、社会一般の水準と同様の水準の医療の提供を怠り、そのような医療へアクセスを阻害し、同人の医療上の自己決定権をも損なったものであり、同人らの医療を受ける権利を侵害したものとして、東京入管及び東日本センター並びに法務省入国管理局に対して今後の侵害の防止について適切な処理をとることを求めるべく勧告し、衆議院議長及び参議院議長に対して医療を含めた入管収容施設の被収容者の処遇に関する立法措置を講じるよう要望した事例。
上記勧告に対する回答				法務大臣・東日本センター・東京入管から各々回答あるも同旨。		①勧告事項について 被収容者処遇規則に基づいた適正な処遇を実施しており、指摘の事実はなく、改めて改善措置を講じた事項はない。 ②常勤医師の確保について 東日本センターにおいては、常勤医師の確保が極めて困難なため、確保できるまでの間は、非常勤医師による医療の提供を行いながら、引き続き常勤医師の確保に向けて努力する。
2014年11月22日	東京入国管理局において、スリランカ人被収容者が病死（50代、急性心筋梗塞）					病院に搬送されず、医療放置の指摘がある https://jp.reuters.com/article/special-report-1-idJPKCN0WA2UB https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf

2014年12月4日				(東京弁護士会) 東京入国管理局における被収容者死亡事件に関する会長声明		法務省入国管理局及び東京入国管理局に対し、真相解明のための第三者機関による徹底的な調査・検証の実施と、かかる調査結果を踏まえた再発防止策の導入を強く求めるもの。	
2015年1月14日				(日本弁護士連合会) 東京入国管理局における被収容者の死亡事件に関する会長声明		死亡原因の第三者機関による調査及び再発防止策等を求める内容： 法務省入国管理局及び東京入国管理局に対し、原因について、入国者収容所等視察委員会など第三者機関による調査を含めた徹底的かつ迅速な調査を実施し、調査結果を公表すること、再発のないよう、医療関係への重点的な人員配置や医療の必要な者への仮放免の柔軟な実施など直ちに採りうる対策を講じること、当連合会が勧告した適切な医療体制の構築など具体的かつ実効的な再発防止の措置を速やかに講じることを求めるもの。	
2015年3月11日					jar 難民申請者の収容代替措置 (ATD) に関する事業報告書の発表	※同事業は、法務省・日弁連・FRJが2012年2月に交わした覚書に基づく官民連携の取り組み。jarはFRJの一員として、空港での対応やケースマネジメント、ポスターの制作含め、さまざまな側面から事業に関わった。	
2015年		2015年9月第5次出入国管理基本計画				労働力不足対策として特定技能の新設、出入国在留管理庁の設置、技能実習法の施行、難民申請の濫用・誤用対策強化、振り分け実施、再申請者の抑制	
2015年9月18日		通達「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について」				傷病者をはじめ、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図ると同時に、所要の体制を整え、被退令仮放免者の動静監視の強化に努める。ただし、送還の見込みが立たない被収容者であっても、仮放免することが適当でないと明らかに認められる者について、その仮放免の許可判断を慎重に行う必要があることは従前のとおり	http://www.ilnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_tsutatsu_20150918.pdf
2015年9月30日	西日本入国管理センター（大阪府茨木市）閉鎖						https://www.moj.go.jp/isa/content/930002160.pdf
2016年9月28日		指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について」					http://www.ilnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20160928.pdf
2016年11月28日		外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法） 公布					https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0000000089
2017年3月25日	東日本入国管理センターにおいて、ベトナム人被収容者が病死（40代、くも膜下出血）					一週間前から体調不良を訴えていたが、非常勤医師の診察のみで、外部の病院での専門的な検査を受けられなかった点で医療放置を指摘されている	https://www.asahi.com/articles/ASKD45CXKYKD4UTIL04Q.html https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf
2017年4月12日				(日本弁護士連合会) 東日本入国管理センターにおける被収容者の死亡事件に関する会長声明		死亡原因の第三者機関による調査及び再発防止策等を求める内容： 法務省入国管理局に対し、通院・入院等のために仮放免を行うべきでなかったか、医療措置や容態観察に問題がなかったか、処遇改善の方針は活かされていたのか等について、入国者収容所等視察委員会など第三者機関による徹底的かつ迅速な調査を実施し、調査結果を公表した上で、具体的かつ実効的な再発防止の措置を速やかに講じよう求めるとともに、日弁連としても、再発防止措置の構築に協力していく。	
2017年11月1日		技能実習法 施行					https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0000000089
2018年1月		「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」				再度の難民申請の場合の在留制限などを導入	
2018年2月28日		法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」				仮放免の厳格化 【局長指示の内容】 仮放免を許可することが適当とは認められない者（注3）は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める （注3）「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。 ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者 ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者 ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者 ⑧ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再収容された者	http://www.ilnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20180228.pdf ※難民支援協会による要約 https://www.refugee.or.jp/jar/postfile/201911_Provisional_Release.pdf
2018年4月13日	東日本入国管理センターで30代インド人被収容者が自殺						日経2018年4月17日記事 https://www.nikkei.com/article/DGKKZ029473190X10C18A4CC0000/ https://www.moj.go.jp/isa/content/930004737.pdf

2018年4月25日				(東京弁護士会) 入国者収容所東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事件に関する会長声明		入国者収容所東日本入国管理センター所長に対し、送還の予定されていない被収容者の速やかな解放を求めるとともに、入国者収容所等視察委員会に対し、直ちに当該インド国籍男性の死亡原因について調査を行うことを求めるもの。	
2018年8月26日	東京地裁民事51部が被収容者の仮放免不許可処分取消請求訴訟について請求認容判決を出す（平成28年（行ウ）第366号）						
2018年8月30日			人種差別撤廃条約第10－11回政府報告書審査にて収容期間に上限を導入すべきこと等について勧告			パラグラフ35, 36。収容期間の上限を導入すること、庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容以外の代替措置を優先するよう努力すべきとの、前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 23)を繰り返す、という勧告と、難民認定申請者に対し申請から6か月後の就労を認めることを勧告	日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2018年12月4日				(東京弁護士会) 外国人入材受入れに係る「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」案に対し、慎重な審議と包括的な制度改革を求める会長声明		11月27日衆議院において同法案が可決されたが、国会の審議においては、収容制度の抜本的改革と入国者収容所等視察委員会の独立性の確保を行うこと等が看過されていることから、参議院においては慎重な審議をした上包括的な制度改革に向けた本法案の修正及び関係法令の整備がなされるよう強く求めるもの。	
2018年12月8日		出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）成立＝「特定技能」の創設					https://www.moi.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html
2019年3月5日			子どもの権利委員会第4回・第5回政府報告書審査にて収容による親子分離等について勧告			パラグラフ42。庇護希望者である親が収容されて子どもから分離されることを防止するための法的枠組みを確立すること、保護者のいない子どもまたは養育者から分離された子どもの収容を防止し、収容施設から直ちに放免すると共に、これらの子どもに居住場所、適切なケア及び教育へのアクセスを提供するよう勧告。	日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」で検索できる。
2019年3月6日				(東京弁護士会) 出入国管理及び難民認定法の収容に関連する規定の改正を求める意見書		「出入国管理及び難民認定法の収容に関連する規定の改正を求める意見書」及び「出入国管理及び難民認定法一部改正案（収容部分）」をとりまとめ、衆参両議院議長及び法務大臣へ提出。 主に次の法改正を求めるもの ○収容期間の上限を設けること ○入管法上、収容の必要性を要件として明記すること ○収容及び解放について迅速な司法判断を受けられるようにすること ○仮放免は、逃亡の危険が無い限り原則として許可すること	
2019年4月1日		特定技能制度を定めた改正入管法（平成30年法律第102号）施行					
2019年4月18日				(東京弁護士会) 入管収容施設で繰り返される被収容者の生命・健康の軽視や死亡事件に抗議し、適時適切な医療の提供及び仮放免の適切な運用を求める会長声明		3月12日東京入管収容中のトルコ国籍クルド人男性が体調不良を訴え、知人の要請で救急車が出動したが、職員の説明に基づき必要無しとして搬送されず、その後再度救急車が出動したが搬送されないという事態が起きたことを受け、入管収容施設で繰り返される被収容者の生命・健康の軽視や死亡事件に抗議し、適時適切な医療の提供及び仮放免の適切な運用を求めるもの。	
2019年	5月頃から、全国の収容施設において、被収容者によるハンストが展開される。10月8日時点で、延べ198人を超える被収容者が参加したものとされる大規模なものとされる。						https://www.amnesty.or.jp/news/2019/1008_8361.html
2019年6月24日	大村入国管理センターにおいて、ハンスト中のナイジェリア人被収容者が餓死					亡くなったナイジェリア人被収容者は、2015年11月から収容されていた	日経2019年10月1日記事 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50457410R01C19A0CR8000/
2019年7月1日				(東京弁護士会) 外国人の収容に係る運用を抜本的に改善し、不必要な収容を直ちにやめることを求める会長声明		6月24日の死亡事件について、入国者収容所等視察委員会による証拠（監視カメラの映像、診療記録、動静日誌等）の保全も含めた厳正な調査を求めるとともに、2018（平成30）年2月28日付け法務省入国管理局長指示を直ちに撤回し、外国人の収容に係る運用を抜本的に改善し、不必要な収容を直ちにやめることを求めるもの。	
2019年7月31日				(東京弁護士会) 人間の尊厳を踏みにじる外国人長期収容と違法な再収容に抗議する会長声明		7月9日東日本入国管理センターでハンガーストライキをしていた2名が仮放免を許可されたが、両名が2週間後に再び出しに応じて出頭したところ、入管は仮放免延長を認めず再収容したという事件を受け、この再収容に対し厳重に抗議するとともに、出入国在留管理庁が外国人の収容に係る運用を抜本的に改善し、人間の尊厳を踏みにじる収容を直ちにやめることを、改めて強く求めるもの。	

2019年8月8日				(日本弁護士連合会) 入国管理センターにおける被収容者の死亡事件及び再収容に関する会長声明		6月24日の死亡事件について、視察委員会など第三者機関により調査を実施し、調査結果を公表した上、再発防止措置を講じることを再度求め、 また、上記死亡事件後、ハンストを行っている被収容者を仮放免しその2週間後に再収容する運用が始まった状況を受け、仮放免後2週間で再収容された者を速やかに仮放免し、今後、仮放免が許可された者について、再収容の必要性・相当性を厳格に判断しこれらが認められない限り再収容をしないよう強く求めるもの。	
2019年10月1日		出入国在留管理庁の調査報告書「大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告について」				【報告書】 同年 6 月 2 4 日にナイジェリア人男性が死亡した事案についての調査報告。	https://www.moj.go.jp/isa/content/930004425.pdf
2019年10月18日					hrn 入管施設における恣意的収容の廃止及び法的改善を求める声明	外国人収容施設で長期の無期限収容に抗議する大規模なハンストが行われている状態にある中で、6月24日死亡事件が発生したことを受け、長期・無期限収容の凄惨な現状に鑑み、第7次出入国管理政策懇談会及びその下の「収容・送還に関する専門部会」に対し、法改正の議論を行うことを強く求めるもの。	
2019年10月21日		収容・送還に関する専門部会（以下「専門部会」） 第 1 回会合 以降 2 0 2 0 年 1 月 2 8 日第 6 回会合まで開催				【専門部会】入管庁が、送還忌避者の実態、大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査結果について説明。論点整理に向けた意見交換。	●収容・送還に関する専門部会について（趣旨、名簿） https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri09_00054.html ●開催状況 https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03_00001.html
2019年10月31日				(東京弁護士会) 「収容・送還に関する専門部会」に対し、人権保障の観点からの抜本的な議論を求める会長声明		同専門部会において、法務大臣等が想定する結論ありきの議論ではなく、国際的な人権水準も踏まえた人権保障の観点から、法的整備の必要性も含めた抜本的な議論がなされ、真摯な提言がなされることを期待し、議論の透明性を担保するため会議や議事録の公開がなされることも併せて求めるもの。	
2019年12月19日					長期収容・「送還忌避者」問題解決のためのNGO共同提言	「収容・送還に関する専門部会」が設置されたが、そこでの議論が送還の促進など排除を強化する方向でのみ進められそうなことに強い危惧を抱き、長期収容解決のための収容制度の法改正、「送還忌避者」の減少のための①難民の保護や②非正規滞在者の一斉正規化の実施につき提言。 (賛同団体) 特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク、全国難民弁護士連絡会議、日本カトリック難民移住移動者委員会、入管問題調査会、全件収容主義と闘う弁護士の会 ハマースミスの誓い、特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ	
2019年12月26日	東日本入国管理センター職員4名が収容者の記録に関し虚偽記載をして送検、停職処分との報道がされる					2018年12月から4月にかけて行われたもの。センターは、職員ら4名を刑事告発し、水戸地検に送検されるが、不起訴処分となる。	https://www.sankei.com/region/news/191226/rgn1912260003-n1.html
2019年12月		法務省公表「送還忌避者の実態について」に挙げた、仮放免者が加害者とされる警察官に対する殺人未遂事件が起訴されず、公務執行妨害罪も無罪となっていたこと、法務省・入管がそれらを調査していなかったことが判明					
2019年				(日本弁護士連合会) 大村入国管理センターにおける長期収容に関する人権救済申立事件（出入国在留管理庁、大村入国管理センター宛て勧告）		申立人らは、放免、仮放免又は本国への送還がなされることもなく、収容期限を示されないまま、長期間の収容を余儀なくされていた。これは、収容目的に違反し、かつ、身体拘束は必要最小限の範囲に留めるべきであるという比例原則にも反している。本件収容は憲法13条、31条、34条及び自由権規約9条等に反する人権侵害行為であるから、今後、繰り返さないこと及び本件のような収容を直ちに止めることを勧告。	
2020年1月17日				(東京弁護士会) 退去強制令書による収容に期間の上限を設けるとともに、人権条約に適合する方法で出国が困難な外国人の問題の解消を図ること等を求める意見書（法務省及び専門部会へ提出）		1 外国人の退去強制令書による収容に関し、収容期間の上限を入管法に明記すること 2 様々な事情で出国が困難な外国人の問題の 解消は、難民の適切な保護、適正な在留特別許可その他人権条約に適合する方法で図ること 3 上記の解消策の対象にも含まれない出国困難者については、働き手として正面から受け入れるアムネスティの実施を検討すること を求めるもの。	
2020年5月28日				東京弁護士会「新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件収容主義の是正を求める会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-581.html
2020年6月		専門部会「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を公表				本邦から退去しない行為に対する罰則、難民申請手続中の送還停止効の例外等を導入することを提言するもの。	https://www.moj.go.jp/isa/content/930005829.pdf

2020年6月22日				東京弁護士会「『送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言』に基づく刑事罰導入等に反対する会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-583.html
2020年8月18日				東京弁護士会「東京出入国在留管理局の収容施設内における新型コロナウイルス感染症の発生に関し、全件収容主義の是正とともに仮放免の徹底を求める会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-592.html
2020年9月25日			国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会が、東日本入国管理センターで長期収容された外国籍の難民申請中の男性2名の個人通報に対し、2名の収容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約9条等に違反するという意見を採択した。				https://undocs.org/en/A/HRC/WGAD/2020/58
2020年9月29日	2017年に大阪入管の職員らが被収容者の男性に暴行を加え、後遺障害が残った事件について、大阪地方裁判所において、国が謝罪して300万円の和解金を支払う和解が成立した。						弁護団の発表からhttps://www.ak-osaka.org/%e5%85%a5%e7%ae%a1%e5%95%8f%e9%a1%8c/16410/
2020年10月21日				日弁連「入管収容について国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会の意見を真摯に受け止め、国際法を遵守するよう求める会長声明」			https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/201021.html
2020年12月3日	収容中の女性に退去強制令書を執行する際に入管職員らが暴行を加えた事件において、東京高等裁判所において、国家賠償法1条1項の適用上違法な有形力の行為であるとの判決（東京高裁令和元年（ネ）第3487号）						https://www.asahi.com/articles/DA3S14719005.html
2020年12月21日				東京弁護士会「入管法に「監理措置制度」を導入することに反対する会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-597.html
2021年2月19日		入管法改正案を政府が国会に提出				①退去強制手続関連の罰則を多数創設、②難民申請中の強制送還を一部解禁、③難民に準ずる「補完的保護」の範囲を限定的に設定、④在留特別許可における原則不許可類型を設定、⑤一般面会の原則録画制度を新設、など	
2021年3月6日	名古屋出入国在留管理局収容場で、収容中の30代のスリランカ国籍の女性が死亡する事件						
2021年3月8日				東京弁護士会「入管法改正案（政府案）に反対する会長声明」		全国の弁護士会でも反対の会長声明や意見書が出される。	https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-602.html
2021年3月23日				東京弁護士会「東京出入国在留管理局における弁護士面会停止の撤回と、被収容者の解放を求める会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-607.html
2021年3月24日				東京弁護士会「名古屋入管収容場における女性死亡事件の厳正な調査を求めるとともに、広範な裁量による入管行政に、法の支配を及ぼすことを求める会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-608.html

2021年3月31日			国連特別報告者が 入管法改正案に懸 念を表明				https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gld=26325&fbclid=IwAR1z2gc6tSFMLYmaNdfrgR4RSVRHI93wDpA3u8bIHVJKKgARNCWfKTRFABc
2021年4月			UNHCRが入管法 改正案に「非常に 重大な懸念」との 見解を示す。				https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/Executive-Summary-20210409-UNHCR-Comments-on-ICRRA-Bill-Japanese.pdf
2021年5月17日				東京弁護士会「入 管法改正案（政府 提出）の採決に反 対し、廃案を求め る会長声明」			https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-615.html
2021年5月18日		入管法改正案の今国会成立を見送り					